

安全就業通信

令和 7年 8月 9日 発行
第 93 号
公益社団法人 高槻市シルバー人材センター
安全就業委員会

**全年齢層で自転車用ヘルメットの着用が
努力義務となりました** 改正道路交通法（令和5年4月1日施行）



自転車用ヘルメットを かぶりましょう！！

自転車の「スマホ・酒気帯び」も

罰則強化

 となっています

「運転中のながらスマホ」

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は → 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合 → 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「酒気帯び運転および帮助」

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。



違反者は → 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は → 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は → 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

【前号記載後に発生した会員事故の概要】

傷害事故状況

令和7年7月31日現在

発生日	発生時間	性別 年齢	型	事故の状況
4/21	7:15	男 71	転倒	職場へ向かう途中、車をよけようとして転倒し、右ひじを骨折した(入院2日)
6/7	11:00	男 75	切傷	剪定作業中、バリカンの刃に左手人差し指が触れて1cmほど切り、4針縫った
7/2	10:30	男 74	転倒	清掃作業をし、休憩しようと車に移動したところ、ふらつき倒れ階段に後頭部を打ち付け2針縫った(熱中症と診断され通院となる)
7/22	16:15	男 72	熱中症	就業中に気分が悪くなり、めまいがしたため涼しい場所で休んでいたが嘔吐した(熱中症診断)

賠償事故状況

発生日	発生時間	性別 年齢	型	事故の状況
4/14	11:00	男 69	接触	駐車場管理業務中、車幅の広い車両を進入させたところ、左前輪のホイールがカゴのタイヤガイドに接触した
5/8	15:30	男 77	切断	除草作業中、ケーブルに草が覆っていたので、分からずに切断してしまった

令和7年度は7月までに傷害事故が4件、賠償事故が2件、合計6件の事故が発生しています。このペースで行くと、過去12年間の年間平均事故件数と同等となります。今年は梅雨開けが早く、厳しく暑い日が長く続いています。体調に気をつけてこの夏を乗り切りましょう！



熱中症に注意！

室内では・・・

- 扇風機やエアコンで温度を調節
- 遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用
- 室温をこまめに確認

からだの蓄熱を避けるために

- 通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服を着用する
- 保冷剤、氷、冷たいタオルなどでからだを冷やす

★ のどが渇いていなくても こまめに水分を！

熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、屋外での除草・剪定業務の就業を中止しています

外出時には・・・

- 日傘や帽子の着用
- 日陰の利用、こまめな休憩
- 炎天下の日は、日中の外出をできるだけ控える

